

総務委員長報告

令和2年6月定例会（6月25日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に6月19日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計補正予算（第3号）」など予算案2件、「特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」など条例案4件、「専決処分事件の報告及び承認について（第7号）」など一般事件案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第81号議案「令和2年度島根県一般会計補正予算（第3号）」のうち、政策企画局所管分についてであります。委員から、新型コロナウイルス感染症対策関連広報事業費の需要喚起等各種対策広報費について、しまねプレミアム飲食券・宿泊券の発行期日が、当初の予定よりも前倒しされて7月1日となったことから、事業の広報をする際には、県民が間違わないように発行期日を強調してPRしてほしいとの要望があり、執行部からは、本事業については、今定例会において議決を受けた後、早急に広報を行う予定としており、県民の皆様幅広くPRして、事業の成果が早くあがるよう政策企画局として担当部局をサポートしていくとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第12号は、「島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」の撤回決議を求めるもので、平成30年2月定例会、令和元年6月定例会、9月定例会、11月定例会及び令和2年2月定例会において「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員から、この問題については、客観的根拠の崩れた意見書は早期に撤回し、こ

の問題の真の解決のために、専門家による更なる調査検討を実施することを新たに求め、また、未来志向の日韓関係を築くためにも、真相究明を求めていくことが重要であり、意見書の撤回を考えてほしいとの意見がありました。

他の委員からは、歴代の内閣は「河野談話を否定できない」という立場をとっており、現在の内閣においてもその考え方が変わらない中で、意見書を撤回する必要はないとの意見がありました。挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

また、同じく新規の請願第14号は、政府予算と地方財政の検討にあたって歳入・歳出を的確に見積り、財源の確保が図られるよう、地方財政の充実・強化について国への意見書提出を要請した内容であり、全会一致をもって「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、この請願にかかる意見書については、後ほど福井議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

また、同じく新規の請願第15号は、公立大学法人島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科への栄養学系大学院を新設することを求めるものであります。本請願の内容については、現在、執行部において検討中であり、その結果を踏まえて判断する必要があるとの理由から、全会一致をもって「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

また、継続審査中の私学助成政策の抜本的拡充を求める請願第6号については、政府において私立高校授業料の負担軽減策を今年度から実施され、また、県においては、年収590万円以上世帯への支援と、耐震改築経費への支援を今年度から実施しているところである一方、入学金補助制度や校舎新設への補助等については政府の動向を引き続き注視していく必要があることから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、総務部所管事項についてであります。

委員から、この度の新型コロナウイルス感染症への対応については、予算の面でも初めてのことであったが、今後、今回のような事態に対応するため、知事の専決での執行や臨時議会の議決に基づく方法によらず、緊急的に執行できる予算枠をあらかじめ設けておく必要があると考えるがどうか、との質問がありました。これに対し執行部からは、毎年度予備費を計上し、緊急的な対応が必要な場合に備えている。これに加え、今年度は本定例会において、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的な予算執行が必要な場合に備えた予備費の計上を提案している。予備費の

執行状況等については、議会に対して誠意をもって丁寧に説明すべきものであると考えているとの回答がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。

「新型コロナウイルス感染症への対応について」では、委員から、今後第二波、第三波が来た時には、今までの事例をもとに市町村とも連携して、新たな課題が的確に短時間で処理されるよう、防災部が中心となって取り組んでほしいとの意見がありました。これに対し執行部からは、様々な局面に応じてどのような業務が必要とされるのか全庁的に整理されてきたことから、今後は迅速に対応出来るよう県庁一丸となって取り組んでいくとの回答がありました。

また、「島根原発サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について」では、委員から、今後二度とこのようなことがないよう、緊張感を持って業務にあたるよう、中国電力株式会社に対して県から指導をしてほしいとの意見がありました。執行部からは、中国電力は、しっかりした原因究明と再発防止策を講じる必要があり、県はその対応状況を確認していきたいとの回答がありました。

次に、地域振興部所管事項についてであります。

「新型コロナウイルス感染症による県内公共交通機関への影響について」では、執行部から各公共交通機関の状況、事業者等に対する県の主な支援策について報告がありました。委員からは、報告のあった支援策では足りないのではないかと考えるが、このほかの対策の検討はしていないのかとの質問があり、執行部からは、現在、事業者に対して本年度の収支の見通しについて等の調査を依頼しているところであり、調査の結果や今後の状況を踏まえて追加の支援策を検討していきたい、との回答がありました。

また、他の委員からは、新型コロナウイルス感染症の発生前と収束後とでは、島根県の状況は大きく変わっているのではないかと考えている。島根創生計画を進めていく中で、改めてコロナ収束後の将来の島根県に向かってどういうステップを踏んでいくと考えるかとの質問があり、執行部からは、小さな拠点づくりの取組は、重点事業として進めていくと考えているが、コロナ収束後の地方のありかたの変化を想定しつつ、スピード感を持って対応していくことが重要と考えているとの回答がありました。

最後に、警察本部所管事項についてであります。

「証拠品所在不明事案の調査等結果及び処分等の実施について」では、委員から、執行部から説明のあった再発防止の取組について、証拠品保管倉庫内へのカメラの設置など、今回の事案が発生した松江警察署以外の警察署でも同様の措置がなされるのかとの質問があり、執行部からは、県内の各警察署において同様の防止策をとっているとの回答がありました。

また、他の委員からは、他県では金銭の紛失の事案が発生しているが、紛失した物が金銭や覚せい剤でなく拳銃であったなら、と考えると県民を不安に陥れることになる。こういったことが二度とないよう、再発防止に努めてほしいとの要望がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。